

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 3 日

日本産婦人科医会 御中

厚生労働省保険局保険課

出産育児一時金等の受取代理制度の届出について

出産育児一時金等の受取代理制度の届出については、「出産育児一時金等の受取代理制度の届出について」（平成 31 年 3 月 28 日保険局保険課事務連絡（以下「平成 31 年届出事務連絡」という。））で、その取扱いが定められています。

平成 31 年届出事務連絡の 3（1）で、改めて平成 31 年度以降の受取代理制度の届出の取扱いをお示しすることとしていましたが、今回、受取代理制度の更新等に関する届出の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴会会員への周知等をお願い申し上げます。

記

1 対象医療機関等

対象医療機関等は、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」（平成 23 年 1 月 31 日保発 0131 第 6 号）別添 2 「「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱」（最終改正：平成 27 年 1 月 1 日）の第 3 のとおり、年間の平均分娩取扱件数が 100 件以下の診療所及び助産所や、収入に占める正常分娩に関する収入の割合が 50%以上の診療所及び助産所を目安として、受取代理制度を導入する医療機関等とする。

2 届出方法について

（1）令和 2 年度において、新規に受取代理制度を導入する医療機関等

令和 2 年度において、受取代理制度を新規に導入する予定である医療機関等は、「受取代理制度導入届」（別添 1）に必要事項を記載の上、令和 2 年 5 月 22 日（金）までに下記送付先あて必着するよう、FAX 又は郵送にて送付すること。

※上記の提出締切日以降に新たに分娩の取扱を開始した医療機関等であって、受取代理制度を導入するものについては、分娩取扱開始後速やかに送付すること。

（2）平成 31 年度までに届出し、令和 2 年度においても、受取代理制度を引き続き利用する医療機関等

令和 2 年度においても、受取代理制度を引き続き利用する以下の医療機関等は、「受取代理制度変更届」（別添 2）に必要事項を記載の上、令和 2 年 5 月 22 日（金）

までに下記宛先あて必着するよう、FAX 又は郵送にて送付すること。

- ・受取代理制度を利用する全ての病院
- ・施設基本情報等に変更がある診療所及び助産所
- ・直近の会計年度において、年間の平均分娩取扱件数が 100 件超、かつ収入に占める正常分娩に関する収入の割合が 50%未満の診療所及び助産所

※直近の会計年度において、年間の平均分娩取扱件数が 100 件以下、または収入に占める正常分娩に関する収入の割合が 50%以上の診療所及び助産所であつて、施設の基本情報等に変更がない場合には、「受取代理制度変更届」（別添 2）を届出する必要はないこと。

(3) (1) 又は (2) の締切日以降、施設の基本情報等を変更する医療機関等
施設の基本情報等を変更する医療機関等は、「受取代理制度変更届」（別添 2）に必要事項を記載（別添 2 の 2 への記載は、不要）の上、速やかに下記送付先あて FAX 又は郵送にて、送付すること。

(4) 受取代理制度の活用を廃止する医療機関等

受取代理制度の活用を廃止する医療機関等は、受取代理制度を廃止することが明らかになった時点で、「受取代理制度廃止届」（別添 3）に必要事項を記載の上、速やかに下記送付先あて FAX 又は郵送にて、送付すること。

(送付先) 厚生労働省保険局保険課企画法令第 1 係

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-5253-1111 (内線 3247)

03-3595-2556 (直通)

FAX : 03-3504-1210

3 留意事項

(1) 令和 3 年度以降の届出の取扱いについて

令和 3 年度以降の届出の取扱いについては、おおよそ 1 年ごとに、改めて届出の取扱いについて示す予定であること。

(2) 医療保険者への情報提供

受取代理制度を導入する医療機関等の名称及び所在地については、届出をもとに、厚生労働省において一覧を作成し、医療保険者あて情報提供することとしているので、あらかじめ承知おき願いたいこと。

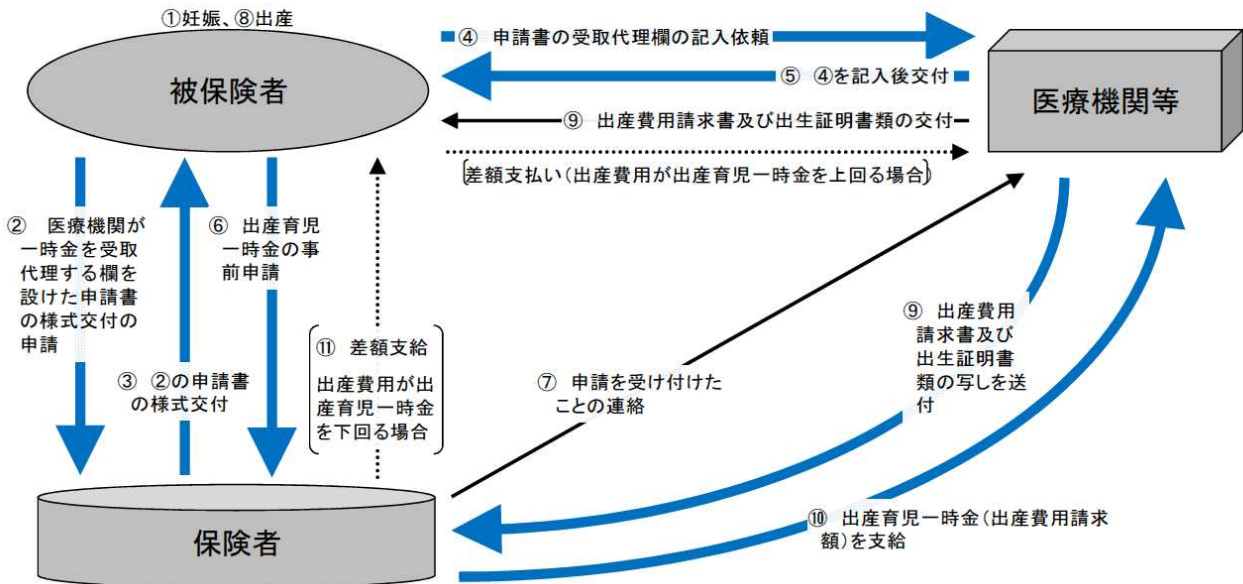
(3) 直接支払制度との違いについて

この事務連絡は、「受取代理制度」を活用する施設から、必要に応じて届出を求めるものであり、「直接支払制度」を活用している医療施設は届出の対象とならないこと。（受取代理制度と直接支払制度の違いについては別添【参考】を参照のこと。）

【参考】

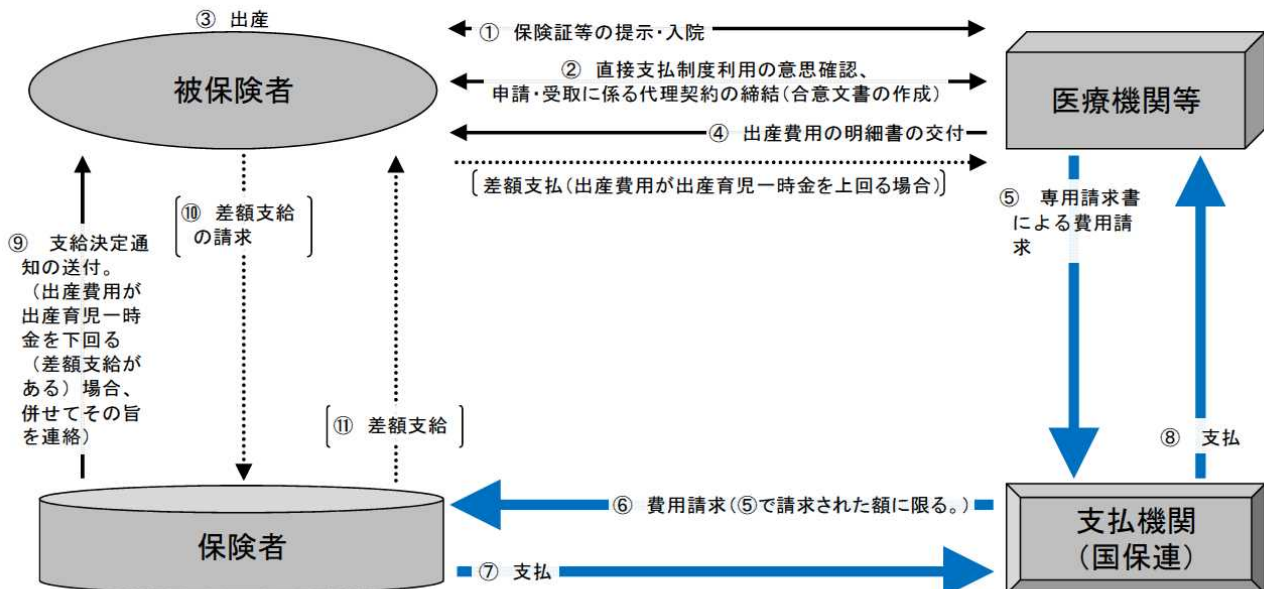
受取代理制度

被保険者が保険者に出産育児一時金の支給申請を行い（下図の矢印⑥）、医療機関等が被保険者に代わって受け取る仕組み（下図の矢印⑩）。



直接支払制度

医療機関等が出産費用の請求を行い（下図の矢印⑤⑥）、保険者から支払機関を経由して医療機関等に支払われる仕組み（下図の矢印⑦⑧）。



※ 被用者保険分の異常分娩については、社会保険診療報酬支払基金へ請求